

## 建設工事等に係る一抜け入札方式試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宮城県が発注する建設工事又は調査、測量、設計等の建設関連業務において実施する一抜け入札方式に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「一抜け入札方式」とは、競争入札に附す一定の条件を満たす複数の案件（WTO政府調達協定の適用対象工事及び建設関連業務を除く。）において、あらかじめ定めた開札順により、先に落札者となった者はその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する入札方式をいう。

### (対象案件)

第3条 次の各号に掲げる全ての要件に該当する複数の案件について、一抜け方式の対象とすることができる。

#### (1) 一般競争入札（総合評価落札方式）

- イ 同一の発注機関により発注されること。
- ロ 同一日に入札公告を行い、かつ同一日に開札すること。
- ハ 建設工事にあつては発注業種、建設関連業務にあつては発注業務（部門含む）が同一であること。
- ニ 発注等級が同一であること。
- ホ 入札参加資格要件が同一であること。
- ヘ 入札参加資格条件における企業形態は、単独企業であること。
- ト 総合評価落札方式の型式が同一であること。

#### (2) 一般競争入札（最低価格落札方式）

- イ 同一の発注機関により発注されること。
- ロ 同一日に入札公告を行い、かつ同一日に開札すること。
- ハ 建設工事にあつては発注業種、建設関連業務にあつては発注業務（部門含む）が同一であること。
- ニ 発注等級が同一であること。
- ホ 入札参加資格要件が同一であること。
- ヘ 入札参加資格条件における企業形態は、単独企業であること。

#### (3) 指名競争入札

- イ 同一の発注機関により発注されること。
- ロ 同一日に指名通知を行い、かつ同一日に開札すること。
- ハ 建設工事にあつては発注業種、建設関連業務にあつては発注業務（部門含む）が同一であること。
- ニ 発注等級が同一であること。

### (留意事項)

第4条 一抜け入札方式の執行にあつては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 一抜け入札方式による案件は、同一路線、同一河川等の連続し、一定の規模で分割したもの、または点在する同業種、同業務の内容であつて、複数の案件を発注するものを対象とする。
- (2) 対象案件の開札順は、予定価格が高い順に設定するものとする。なお、対象案件の入札書提出締切時間は同日同時刻で設定するものとする。

- (3) 落札者の決定は原則として開札順に行うこととする。なお、先に開札した案件の落札決定を保留した場合、次の案件以降も落札決定を保留とする。
- (4) 先に落札決定した案件で落札者となった者が、次の案件以降にも参加している場合は、その入札を無効とする。
- (5) 対象案件のうち、一部の案件が中止又は不落、不調となった場合であっても、次案件以降の開札手続きを進めるものとする。

(案件名称)

第5条 案件名称は、同一名称のあとに予定価格が高い順に「(1)」「(2)」「(3)」「(4)」を附し、一抜け方式の対象案件として区別するものとする。

(手続)

第6条 対象案件の入札手続は、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 入札参加条件設定調書又は指名内申書に当該案件が一抜け方式の対象であることを明示すること。
- (2) 入札公告又は指名通知書等に、当該案件が一抜け方式の対象であることを明示するとともに、第4条第4号に係る入札無効の要件を明示すること。
- (3) 入札参加者においては、参加を希望する案件全てについて、同一の技術者を記載した配置技術者届及び入札参加資格確認票の提出を認めるものとする。
- (4) 総合評価落札方式による場合、入札参加者においては、参加を希望する案件全てについて、総合評価技術資料（施工計画及び技術提案の評価項目を除く）を提出すること。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項その他の事務取扱いについては、別に定める運用等によるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。